

## 川越市国民健康保険適正服薬等推進業務委託仕様書

- 1 委託業務名 川越市国民健康保険適正服薬等推進業務委託
- 2 委託場所 川越市元町1丁目3番地1 川越市保健医療部国民健康保険課ほか
- 3 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 4 支払方法 完了後一括払い

### 5 業務の目的

川越市国民健康保険被保険者の受診・服薬行動における課題や投薬内容における課題、潜在的なリスク（重複・多剤、副作用等の有害事象の発生等）を改善・解消し、服薬等の状況を適正な状態に保つことにより、健康の保持・増進を図る。

### 6 業務内容

#### (1) 対象者抽出業務

被保険者の一定期間の服薬状況を調査し、1か月に14日以上処方がある内服（内用）薬及び全身作用のある外用の薬剤について、多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある対象者を下記項目（ア～エ）ごとに抽出する。なお、対象期間において処方元医療機関（院内調剤を含む）が2機関以上の者のみ対象とする。対象期間については、双方の協議の上、決定する。

#### ア 併用禁忌

対象期間において2医療機関以上から医薬品添付文書記載の併用すべきでない飲み合わせが生じており、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能性のある者。

#### イ 重複（同一・同種同効）

対象期間において2医療機関以上から同じ成分の薬もしくは臨床上同時に服用すると過量投与となる可能性のある薬が投与されている者。

#### ウ 長期服用

漫然投与をしてはいけない薬剤が、対象期間（基準月を含む過去6か月間）に連続して処方されていることが確認され、副作用、依存、残薬の調整等の確認が必要な者。

#### エ 多剤

対象期間において一定数以上の薬が処方されており、有害事象のリスクが増大している可能性のある者。

基準とする剤数についてはリスクを鑑み双方の協議の上、決定する。

#### (2) 対象者抽出条件

ア 対象者抽出においては、ポリファーマシーの概念を熟知した医療専門職が監修を行うこと。

イ 6(1)アの抽出については、医薬品添付文書の変更により、不適切ではないとされた薬剤が抽出されることを防ぐため、定期的にマスタメンテナンスを実施すること。

#### (3) 送付者選定業務

受注者は送付者を選定するため、以下のリスト等を提出する。

#### ア 調査レポート

対象者抽出結果の全体像を報告する。

#### イ 有害事象リスク該当者一覧

有害事象ごとに、対象者の年齢、性別、リスク該当医薬品名、薬局名、禁忌病名、リスク該当傷病名、医療機関名等を掲載する。

#### ウ 対象者リストの作成

送付対象者を選定するため、対象者の年齢、性別、剤数、該当する有害事象リスク、同リスク数、医療機関数、薬局数、有害事象が医療機関をまたいで発生しているか、発注者が指定する精神科医療機関処方か等を掲載する。なお、簡単に送付対象者を選定できるよう工夫すること。

#### エ 通知対象者の精査

受注者は、作成した対象者リストから、実際に通知を送付する対象者を精査する。作業にあたっては、薬剤及びポリファーマシーに関して熟知した薬剤師が行う。

#### オ 通知発送者の確定

発注者は、通知除外対象者を決定し、双方協議の上、通知対象者を確定する。

### 【参考】「通知対象者リスト」作成条件

- (1) 対象期間において、14日以上処方がある内服（内用）薬を6種類以上服用しているもしくは、6の(1)ア～エに該当しポリファーマシーの可能性のあるもの。
- (2) 内服（内用）薬の服薬については前月からの長期処方分も考慮している。
- (3) 対象期間において、処方元医療機関（院内調剤を含む）が2機関以上である。
- (4) 併用禁忌においては全身作用のある外用の薬剤禁忌も対象とする。
- (5) 以下の条件で受診している者を「重複受診者」「頻回受診者」とし、対象者リスト内で判別ができるよう明示的にすること。
  - ① 対象期間において、3か月連続して同一疾病で3医療機関以上受診している重複受診者の疾病別の重複受診に該当する医療機関名を記載する。
  - ② 対象期間において、3か月連続して同一傷病について、同一診療科目での受診が、1か月あたり12日以上頻回受診者の頻回受診に該当する医療機関名別受診日数を記載する。

#### (4) 服薬状況の通知業務

##### ア 通知デザイン

医療従事者が服薬適正を促進できる様、異なる医療機関での処方実態が把握可能なデザインとする。また、ソーシャル・マーケティング手法等を活用し、通知対象者の医師又は薬局薬剤師への相談につながるような視認性に訴える通知文書となるよう工夫すること。なお、通知の内容については、ポリファーマシーに知見のある医療専門職が監修していること。

##### イ 通知仕様

A3版両面1枚（2つ折り）、カラー刷り

##### ウ 通知記載内容

対象期間に処方された薬剤の一覧及び医療機関名、健診検査値、6(1)ア～エの項目ごとの対象薬剤を記載する。

##### エ 同封書類

対象者が通知を受け取り、医師または薬局薬剤師に相談することを促す内容を記載したA4版片面の案内文を同封する。

##### オ 宛名の印字及び送付者の確定

発注者が選定した送付対象者について宛名データ（通知宛名印字用データ）を基に郵便番号、住所、氏名を記載する。また、原則、発送日の約2週間前までに発注者が提供する通知除外リストを基に、最終的な送付者を確定する。

- カ 送付用封筒  
角 20 封筒
- キ 通知数  
最大 1, 300 通
- ク 発送作業  
発送日は双方協議の上決定し、直接対象者へ通知を発送する。その際の郵便料は、受注者の支払いとする。
- ケ 通知 PDF データ等の納品  
通知発送までに、発注者に通知 PDF データおよび印刷データ (CSV) を納品する。
- コ その他  
同封書類の構成や記載内容については、双方の協議の上、決定する。

(5) コールセンター設置

- ア 対応内容  
対象者からの通知に関する問い合わせ対応を行う。
- イ 設置期間  
通知発送の翌日以降 1 か月程度
- ウ 対応時間  
土日祝日及び休日 (年末年始等) を除く 10 時から 17 時まで
- エ 実施報告  
問い合わせ内容の一覧を作成し、発注者に報告すること。

(6) 電話による保健指導業務

- ア 指導方法  
上記 6 の (4) 通知後、発注者が指定する対象者に対して、専門職から電話により服薬や副作用等について確認し、「重複受診」「頻回受診」の保健指導を実施する。
- イ 架電数  
最大 50 人
- ウ 架電期間  
2 週間程度
- エ 不通時の対応  
不通の場合は、時間、曜日を変えて、一人当たり 3 回まで架電すること。
- オ 実施報告  
架電対象者全件について、対応日及び対応状況 (本人対応・家族対応・不在・不通) の一覧を作成し、発注者に報告すること。  
また、指導を実施した場合は、相談内容、聞き取り内容について対象者ごとの個票を作成すること。

(7) 薬局向けアンケートの実施

- ア 目的  
薬局での相談内容を把握する。
- イ 実施方法  
通知にアンケートを同封し、対象者が薬局に相談する際、通知と合わせてアンケートを持参する。薬局での相談終了後、薬局の薬剤師がアンケートを回答し、送付する。
- ウ アンケート記載内容

受注者が効果的かつ薬局の負担にならない質問項目を提案し、双方協議の上で決定する。

なお、個人情報保護の観点から、個人情報の記載は求めず、代わりに個人を識別するバーコードを掲載し、アンケート回収後、個人情報との紐づけを行えるようにすること。

エ アンケート仕様

返信はがき（受取人払）、モノクロ

オ 取りまとめ及び報告書の作成

アンケートの送付先は受注者とし、受注者はアンケートの受領、取りまとめを行う。また、取りまとめたアンケート結果を集計、分析し、報告書を作成する。

(8) 事業効果検証報告書の作成

通知後のレセプト等データを分析し、通知対象者の服薬状況から事業効果を検証すること。

(9) 専門師会への事業説明等

発注者が川越市医師会および川越市薬剤師会へ事業説明や報告などを実施する際には、円滑に進められるように会議に同席し説明するなどサポートを行うこと。

(10) 薬局向け啓発ポスターのデザイン及び印刷

川越市薬剤師会の会員薬局への配布などの通知周知用のポスターを作成・印刷し発注者へ納品すること。

ア ポスター仕様、部数

A3 120部

7 提供データ

(1) 被保険者マスタ（次のいずれかのデータ）

市町村事務処理標準システム 被保険者資格データ（EUC 個人資格情報ファイル）

(2) 除外リスト

(3) 宛名データ（通知宛名印字用データ）

※宛名番号、氏名、カナ氏名、郵便番号、住所、方書

(4) 外字データ

(5) 特定健診結果等作成抽出（全健診結果情報（横展開））ファイル FKAC171

令和7、8年度分

(6) レセプトデータ

医科 : 21\_RECODEINFO\_MED.csv

DPC : 22\_RECODEINFO\_DPC.csv

調剤 : 24\_RECODEINFO\_PHA.csv

※抽出用 令和7年11月から令和8年4月診療分まで（対象期間）

効果検証用 令和8年10月から令和8年12月診療分まで（発送月の翌月から3か月）

実際の抽出対象期間については発送月が絡むため双方の協議の上、決定する。

(7) 保健指導対象者電話番号リスト

上記(1)～(7)で対応できないデータの様式については双方の協議の上、柔軟に対応する。

8 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。

## 9 セキュリティ体制

データの受渡し方法等、作業場所のセキュリティ対策については、以下のとおりとすること。

- (1) 本業務に使用するデータは、パスワードを設定した上で、セキュリティ便または LGWAN 回線を用いて受渡しすること。
- (2) データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。
- (3) 各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できるようにすること。
- (4) 私物の持込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (5) 受領したデータは、保管庫に入れて施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

## 10 契約後のスケジュールについて（予定）

令和8年	7月上旬	提供データの受渡し
令和8年	7月下旬	データ処理 調査レポート作成
令和8年	8月上旬	対象者条件および送付物の確定
令和8年	9月上旬	送付対象者の確定
令和8年	9月中	送付物の印刷及び封入封緘
令和8年	9月中	送付物の発送
		川越市医師会、薬剤師会への説明
令和8年	9月～10月	電話による保健指導
令和9年	3月下旬	事業効果検証報告書及びコールセンター 問い合わせ一覧、保健指導結果一覧納

## 11 その他

- (1) 契約後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施し、業務着手前または各作業終了時に以下の書類を提出しなければならない。
  - ・委託業務実施計画書
  - ・委託業務実施報告書
  - ・委託先における個人情報取扱状況チェックリスト
  - ・その他発注者が指定するもの
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の了承を得る。
- (3) 発注者が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (4) 成果品納入後に実施する、通知対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果品に補正が必要な場合は遅滞なく当該補正を行うこと。
- (5) 本業務で作成されたデータの著作権は、発注者に帰属する。
- (6) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、双方が協議して決定すること。
- (7) 本業務を行うために使用したデータについては、業務完了後、事前に発注者に連絡の上、復元不可能な形で完全に消去すること。